

## 小学校の空き教室の状況

管理部 教育環境整備課  
学校教育部 学校教育課

### 1 空き教室について

学校が保有する教室のうち、普通学級と特別支援学級が使用する教室、特別教室（音楽室、図工室、家庭科、理科室、図書室、金工室、木工室、LL 教室）、視聴覚室、多目的活動室、PTA室及び教科学習で使用する必要最小限の普通教室以外の教室を空き教室という。

### 2 空き教室の状況について

- (1) 学期中は、各学校において、教育活動等に活用している。
- (2) 夏期休業中においては、本市の育成会待機児童対策として、教育委員会が対象校に「夏期臨時地域児童育成会」を設置している。